

江戸川区建築物耐震改修設計助成制度のご案内

令和 8 年 4 月 江戸川区

Q.どのような制度ですか？

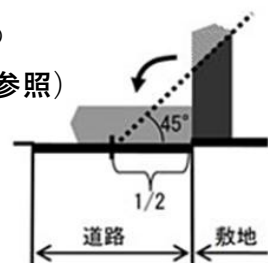
A. 江戸川区建築物耐震改修設計助成事業実施要綱に基づき、区内の**分譲マンション**や**緊急輸送道路沿道建築物**(※)等の**耐震改修設計**を行う方に、必要な費用の一部を**助成する制度**です。
(※)東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(H23 都条例第 36 号。以下「都条例」といいます)第 2 条第 2 号に規定される緊急輸送道路の沿道に存する建築物をいいます。
また、緊急輸送道路沿道建築物のうち、都条例第 8 条第 1 項に規定される特定沿道建築物を、本制度においては「特定緊急輸送道路沿道建築物」と表記します。

Q.助成を受けるための要件(条件)はありますか？

A. 「対象建築物」「申請者」それぞれに要件があります。

対象建築物の要件 …以下の全てを満たす必要があります。

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前の**旧耐震基準で建築確認を取得し、建築されたものであること**
- ②**耐震診断が完了していること**
- ③過去に**区の助成制度を利用した設計等が実施されたことがないこと**
- ④**緊急輸送道路沿道建築物である場合**
 - ・敷地が**緊急輸送道路に接していること**
 - ・建築物の各部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、当該道路の幅員の 1/2 に相当する距離を加えたものに相当する高さであること(右図参照)
- ⑤**緊急輸送道路沿道建築物ではないが、分譲マンションである場合**
 - ・地階を除く階数が**3 階以上**であること
 - ・**耐火建築物または準耐火建築物**であること



- ⑥**幼稚園・保育園である場合**

・私立であり、学校教育法または児童福祉法に基づく認可を受けていること

※幼稚園・保育園は、東京都の耐震化促進事業の対象になる場合があります。詳細は東京都の各担当課（幼稚園：生活文化局 TEL03-5388-3182、保育園：福祉局 TEL03-5320-4131）へお問い合わせください。

申請者の要件 …以下の全てを満たす必要があります。

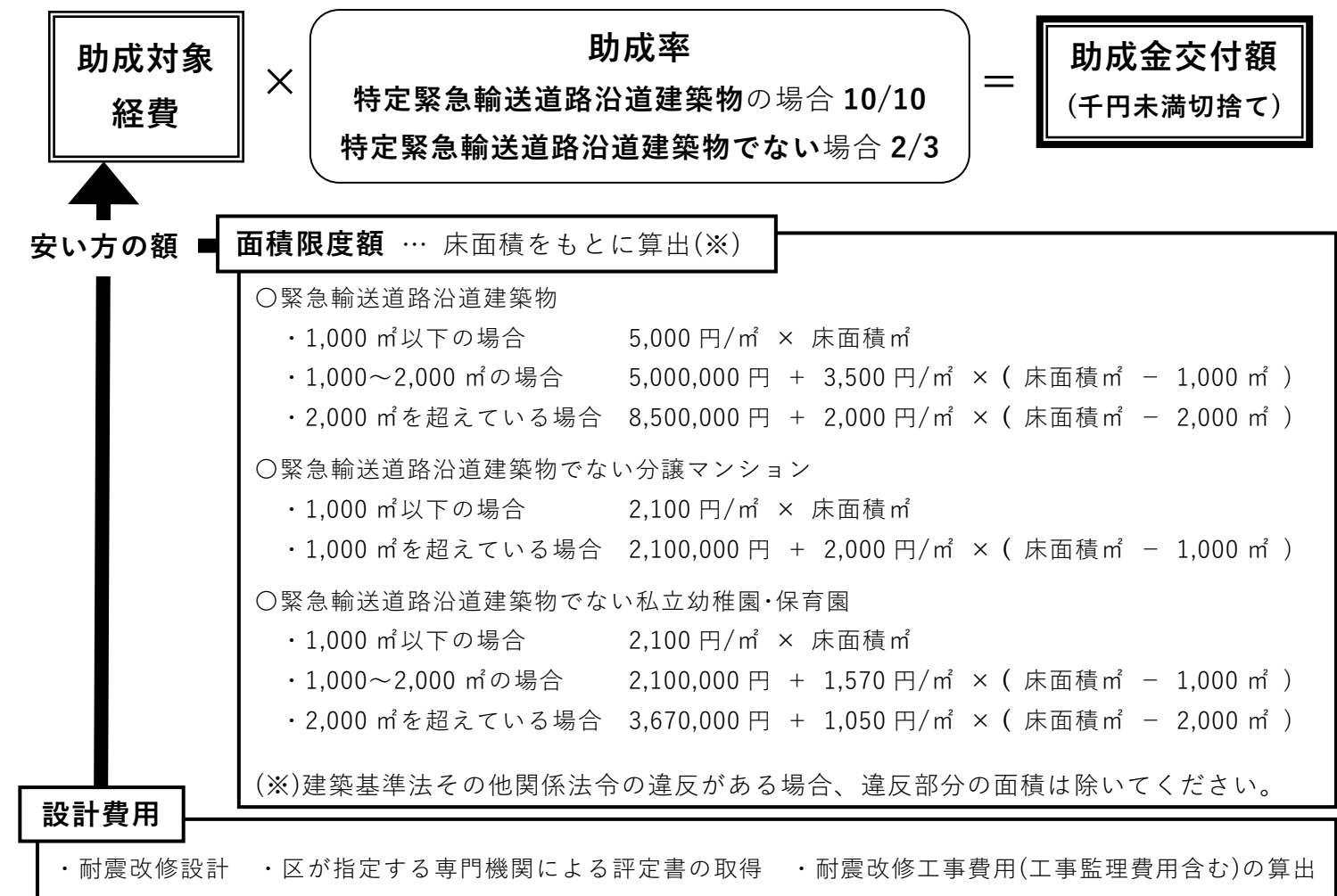
- ①耐震改修設計の**費用を負担する者**であること
- ②対象建築物の**所有者**であること
- ③対象建築物が**区分所有建物である場合**、申請者が耐震診断を行うことにつき、区分所有法第 39 条の規定に基づく承認（管理規約等に別段の定めがある場合は、それに基づく承認）を得ていること。

Q.申請期限、着手期限、完了期限などがありますか？

A.原則として**助成申請～実績報告・助成金請求を同一年度内(4 月～翌年 3 月)**に収めてください。
また、財源確保の都合上、やむを得ず着手期限を設定している場合があります。事前にご相談ください。

Q.もらえる助成金はいくらですか？

A.助成金の交付額は、「助成対象経費」に「助成率」を乗じた額(千円未満切捨て)です。
なお、複数棟について同時に実施する場合は、建築確認上の棟ごと(※)に算出します。
(※)建築確認上は 1 棟でも、構造上は別棟 (EXPJ のみで接続している等)であるなど、1 棟として耐震性を計算することが現実的でない場合は、別棟として取り扱います。詳細は個別にご相談ください。



Q.助成金の計算に消費税は含めますか？

A. 申請者が個人である場合（分譲マンション管理組合を含む）は、原則として消費税を含めます。
申請者が法人である場合は、原則として消費税を含めません。
ただし、消費税の免税事業者等である場合は、例外的に消費税を含める場合があります。

Q.設計方法・設計基準の指定はありますか？

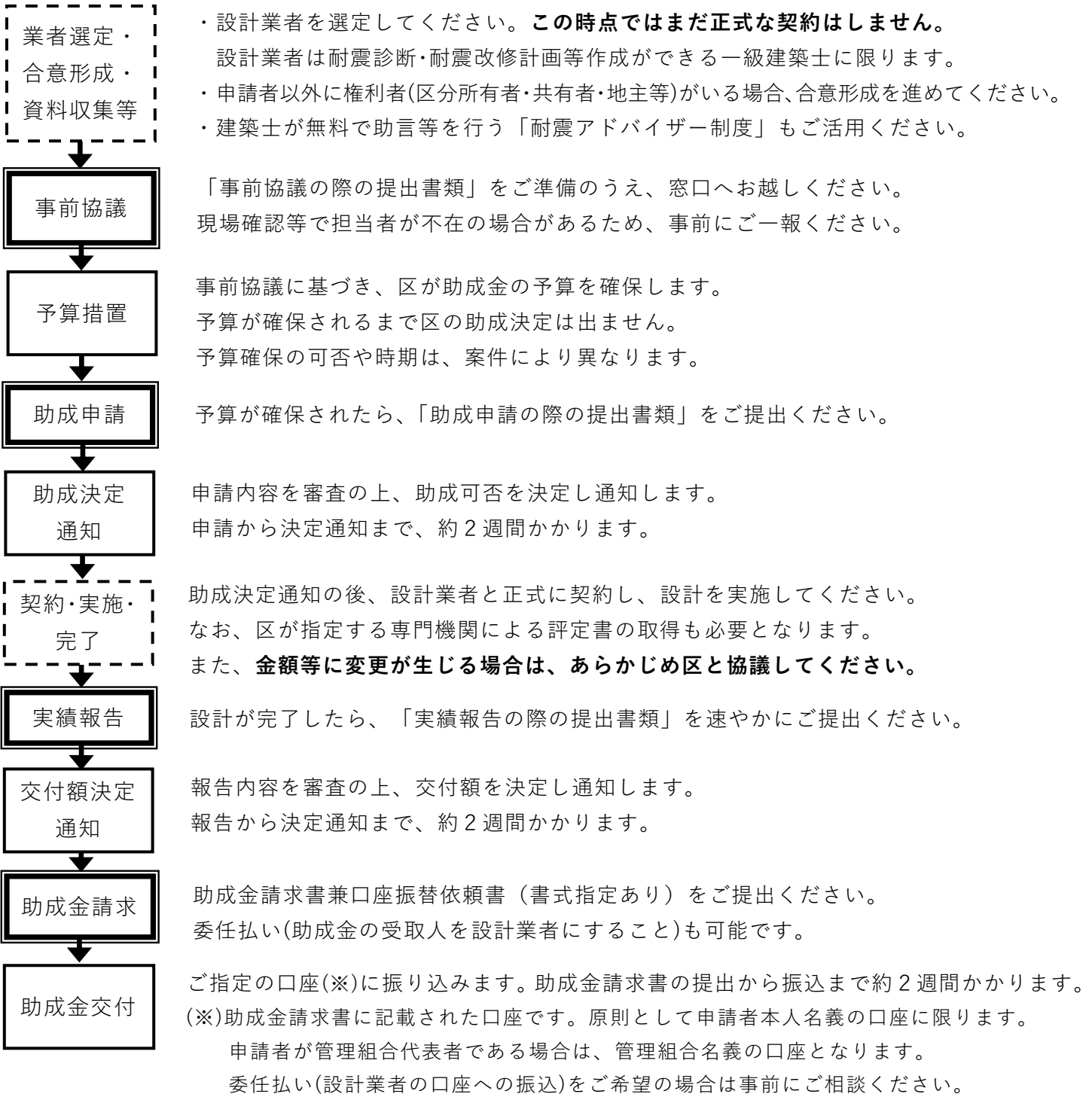
A. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（H7 法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」といいます）第 4 条第 2 項第 3 号の技術上の指針となるべき事項に基づき設計を行ってください。
なお、建築基準法その他関係法令の違反がある場合、是正が必要となります。
また、この場合、違反是正にかかる費用は助成対象外となります。

Q. 評価機関の指定はありますか？

A. 以下のいずれかに該当する専門機関とします。

- ①耐震改修促進法第 17 条、第 22 条および第 25 条並びに
マンション建替え等の円滑化に関する法律(H14 法律第 78 号)第 102 条
の規定に基づく認定に際して評価を行う機関として東京都が指定する専門機関
- ②既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会(耐震全国ネットワーク委員会)耐震判定委員会
に登録された機関のうち区長が認めた機関

Q. 手続きの流れは？



事前協議の際の提出書類

- ☐ 1 事前協議書（書式指定あり）
- ☐ 2 案内図
- ☐ 3 耐震改修設計の全体工程表
- ☐ 4 耐震改修設計費用の見積書
- ☐ 5 建物および土地の権利関係がわかる書類（登記事項証明書等）
- ☐ 6 権利関係者が耐震改修設計に同意していることを証する書類（総会議事録、地主承諾書等）
- ☐ 7 建築物現況報告書（書式指定あり） および 変更前後の図面等
… 建築確認図書の記載と現況が異なる場合に必要です。
- ☐ 8 全体設計承認申請書（書式指定あり） … 助成申請～実績報告が複数年度に渡る場合に必要です。

助成申請の際の提出書類

- ☐ 1 江戸川区耐震改修設計助成金交付申請書（書式指定あり）
- ☐ 2 建築物現況報告書（書式指定あり）
- ☐ 3 消費税仕入税額控除確認書（書式指定あり）
- ☐ 4 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ☐ 5 建物の図面等（付近見取図、平面図、立面図、断面図、求積図等）
- ☐ 6 耐震診断を既に完了していることを証する書類
- ☐ 7 建物の建築確認通知書の写し または 台帳記載事項証明
- ☐ 8 耐震改修設計の計画書 および 全体工程表（助成申請や評価取得等の手続を含む）
- ☐ 9 耐震改修設計費用の見積書
- ☐ 10 耐震改修設計を受託する者の経歴書 および 一級建築士資格証等
- ☐ 11 管理規約の写し および 総会議事録等の写し … 分譲マンションの場合に必要です。
- ☐ 12 緊急輸送道路沿道建築物に該当することが確認できる図面等 … 該当する場合に必要です。
- ☐ 13 委任状 … 申請者本人以外の者が助成申請等の手続を行う場合に必要です。
- ☐ 14 その他（ ）

実績報告の際の提出書類

- ☐ 1 江戸川区耐震改修設計助成事業実績報告書（書式指定あり）
- ☐ 2 耐震改修設計報告書
- ☐ 3 耐震改修工事費用見積書 および 耐震改修工事監理費用見積書
- ☐ 4 耐震改修設計にかかる契約書の写し
- ☐ 5 耐震改修設計費用明細書
- ☐ 6 耐震改修設計にかかる領収書の写し … 委任払いの場合は、請求書の写しに代えることができます。
- ☐ 7 区が指定する専門機関による評価書の写し
- ☐ 8 その他（ ）

< 問合せ先 >

江戸川区 都市開発部 建築指導課 耐震化促進係
〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 電話 03-5662-6389（直通）